令和5年度版

高齢者福祉 介護 矛防 介護 保険

サービス原制原



胎肉市

も < じ

1. 高齢者のための総合相談

地域包	2括支援センター
1	地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)1
2	介護予防ケアマネジメント(介護予防支援・介護予防事業に
	関するケアマネジメント業務)2総合相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	総合相談支援2
4	虐待防止
5	成年後見制度3
6	消費者被害防止3
保健社	晶祉、介護保険サービスについての問い合わせ先
1	胎内市健康づくり課4
2	胎内市福祉介護課(福祉事務所)4
3	胎内市社会福祉協議会4
4	介護予防・生活支援拠点施設4
5	福祉まるごと相談窓口4
2. 高齢	者のための福祉サービス等
1_5_6	
家庭る	き訪問するサービス(訪問型サービス)
家庭? 1	家庭訪問事業
1 2	家庭訪問事業
1	家庭訪問事業
1 2	家庭訪問事業
1 2 3 4	家庭訪問事業
1 2 3	家庭訪問事業
1 2 3 4	家庭訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 4 5	家庭訪問事業
1 2 3 4 5 通い 0	家庭訪問事業
1 2 3 4 5	家庭訪問事業
1 2 3 4 5 通い0 1 2	家庭訪問事業
1 2 3 4 5 通い 0 1 2 3	家庭訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 4 5 通い 0 1 2 3	家庭訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 4 5 通い 1 2 3 施設	家庭訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	その他	2のサービス
	1	家族介護継続支援事業(紙おむつ購入助成券)10
	2	高齢者配食サービス10
	3	外出支援サービス事業11
	4	予約制のりあい自動車のれんす号11
	5	緊急通報システム事業12
	6	徘徊高齢者検索システムの設置12
	7	車椅子の貸与事業12
	8	認知症高齢者見守り事業13
	9	認知症初期集中支援事業13
	10	地域福祉事業13
	11	日常生活自立支援事業14
	12	寝具乾燥消毒サービス事業14
	13	地域リハビリテーション活動支援事業15
	14	シルバーステイ事業15
[助成・	手当・貸付
	1	成年後見制度利用支援事業16
	2	生活福祉資金貸付
	3	高齢者・障害者向け住宅整備補助事業·····17
	4	介護手当の支給
	5	特別障害者手当18
	6	要援護世帯除雪費助成事業18
	7	要援護世帯雪下ろし助成事業19
	8	老人医療費助成(通称:県老)19
0	ヘ <i>=</i> # ·	2 D D D D D D D D D D D D D D D D D D D
3.7	川護	予防•日常生活支援総合事業
	介護予	予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス)
	1	介護予防訪問サービス(従前相当サービス)20
	2	生活支援訪問サービス (訪問型サービスA)20
	3	たすけあいサービス20
	4	短期集中機能向上コース(訪問型サービスC)21
	5	移動支援 福祉有償運送(訪問型サービスD)21
	^ = ** −	
		らいでは、
	1	介護予防通所サービス(従前相当サービス)22 - (窓表型) - (これ) -
	2	緩和型介護予防通所サービス (通所型サービスA)22
	3	住民主体による介護予防のための通いの場
		(通所型サービスB)23
	4	すこやか教室(通所型サービスC)23

1 2	↑護予防事業(65歳以上すべての方を対象とした介護予防) うさぎの会24 ゆうゆう会⋯24
一般が 1	冷護予防事業(地域での介護予防のとりくみ) お茶の間サロン・地域の通いの場24
介護う 1 2	予防の取組強化と生活支援体制整備のための拠点「健伸館」 介護予防の取組み強化······25 生活支援活動拠点·····25
4.介護	保険サービス
介護仍	R険の対象者
介護+ 1 2	ナービス計画/介護予防サービス計画の作成 居宅介護支援(要介護 1 〜要介護 5 の認定者の 介護サービス計画を作成します)28 介護予防支援(要支援 1・要支援 2・事業対象者の認定者の 介護予防サービス計画を作成します)
家庭を 1 2 3 4 5	を訪問する介護保険サービス 訪問介護(ホームヘルプ)/介護予防訪問介護
施設に 1 2	2通所して受ける介護保険サービス 通所介護(デイサービス)/介護予防通所介護31 通所リハビリテーション(デイケア) /介護予防通所リハビリテーション31

施設に	こ入所して受ける介護保険サービス	
1	短期入所生活・療養介護(ショートステイ)	
	/介護予防短期入所生活・療養介護·······	32
2	特定施設入所者生活介護/介護予防特定入所者生活介護	
地域密	図着型サービス	
1	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	
	/介護予防認知症対応型共同生活介護	33
2	小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	
3	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	34
4	共用型認知症対応型通所介護	
	/共用型介護予防認知症対応型通所介護	34
5	認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護	
6	看護小規模多機能居宅介護	35
施設さ	ナービス	
1	要介護3~5の方または要介護1・2で	
	特例入所の要件に該当する方	35
2	要介護 1~5の方	35
その化	也の介護保険サービス	
1	福祉用具の貸与(レンタル)	36
2	福祉用具の購入費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
3	住宅改修費の支給	37
4	高額介護(介護予防)サービス費の支給	37
5	高額医療合算介護(介護予防)サービス費	38
6	食費・居住費(滞在費)の負担限度額の認定	40
7	社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度	41

1. 高齢者のための総合相談

地域包括支援センター

1 地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)

地域包括支援センターでは、高齢者のための総合的なサービス拠点として、高齢者の健康、福祉、介護に関するあらゆる相談を受け付け、状態を把握し、介護予防の推進や心身の状態に合わせた総合的・包括的な支援を提供し、住み慣れた地域で尊厳を持ち安心して暮らしていけるよう支えていきます。地域包括支援センターは、公正・中立的立場で業務を行う介護保険法に規定された公的機関です。ご相談は担当地区の地域包括支援センターへお気軽にご連絡ください。

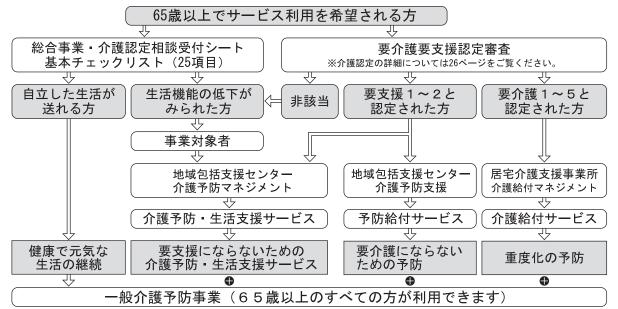
■担当地区と問い合わせ先

名	称	住所・電話	担当地区
胎内市地域包		胎内市新和町2番10号	築地地区(高畑・宮瀬・鴻ノ巣・笹口浜除く)・
支援センタ		20254-44-8691	西本町
地域包括支援		胎内市西本町11番11号	中条小学校区(西本町・若松町・二葉町・仁谷野・
胎内市社協		230254-44-8687	追分・羽黒・野中・並槻を除く)、旧柴橋小学校区
地域包括支援		胎内市十二天91番地	乙地区、旧本条小学校区、若松町、二葉町、高畑、
中条愛広苑		20254-46-5601	宮瀬、鴻ノ巣、笹口浜
地域包括支援 やまぼうし	センター	胎内市下館字大開1522番地 20254-47-2115	黒川中学校区、仁谷野、追分、羽黒、野中、並槻

■主な業務内容

- 1 高齢者やその家族の総合的な相談を受け付け、支援します。
- 2 地域の高齢者の状態を把握し、介護予防を推進します。
- 3 高齢者の虐待の防止と権利擁護のための活動をします。
- 4 介護保険で要支援に認定された方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方(事業対象者)のケアプランを作成します。
- 5 よりよい介護や支援のために、サービス事業所、地域等との連携やケアマネジャー の支援を行います。
- 6 介護予防・認知症予防のための教室や講演会などを開催します。

■総合事業サービス利用までの流れ



2 介護予防ケアマネジメント

(介護予防支援・介護予防事業に関するケアマネジメント業務)

本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者の主体的な活動と参加意欲を高める介護予防サービス支援計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいたサービス利用の調整を行います。

対象の状態により「介護予防支援」「介護予防事業に関するケアマネジメント業務」の2種類があります。

介護予防支援・介護予防事業に関するケアマネジメント業務

■対象となる方要支援 1~2・事業対象者と認定された方

■費 用

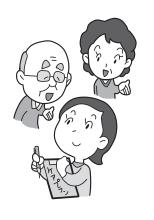
介護予防サービス支援計画(ケアプラン)作成費用は全額介護保険から給付されますので、自己負担は必要ありません。

■問い合わせ・申し込み 担当地区の地域包括支援センター

3 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、一人ひとりがどのような支援が必要なのかを把握し、地域においてその人に合った適切なサービスの利用や関係機関の紹介、各種制度の利用につなげるなどの支援を行い、その人らしい生活ができるように相談支援を行います。

- ■相談方法 電話相談、来所相談、訪問相談を行います。
- ■費 用無料
- ■問い合わせ 担当地区の地域包括支援センター



4 虐待防止

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していけるように、高齢者に対する虐待を未然に防止し、高齢者の安心・安全を確保して尊厳を持って生活できるよう支援を行います。

■相談方法 電話相談、来所相談、訪問相談を行います。

- ■費 用 無 料
- ■問い合わせ 担当地区の地域包括支援センター

5 成年後見制度

判断能力の低下が見られ日常生活に不安がある方に対し、適切な介護サービスの利用や金銭管理、財産管理などの支援につなげるために成年後見制度等の相談支援を行います。 *成年後見制度とは、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所などに関する契約において適切な判断をすることが難しくなった高齢者等を支援する制度です。

- ■相談方法電話相談、来所相談、訪問相談を行います。
- ■費 用無料
- ■問い合わせ 担当地区の地域包括支援センター

6 消費者被害防止

悪質商法などによる消費者被害を未然に防止するため、高齢者に対して正しい消費生活知識のアドバイスを行います。また、消費者被害が疑われる場合にも相談や関係機関の紹介を行います。

- ■相談方法電話相談、来所相談、訪問相談を行います。
- ■費 用無料
- ■問い合わせ 担当地区の地域包括支援センター

保健福祉、介護保険サービスについての問い合わせ先

1 胎内市健康づくり課

各種検診、特定健診、後期高齢者健診、乳幼児の健診及び予防接種など保健に関する相談や手続きができます。

名 称	住 所	電 話	FAX
胎内市健康づくり課 元気応援係 子育て応援係	胎内市西本町11番11号 ほっとHOT・中条	0254-44-8680	0254-44-8641

2 胎内市福祉介護課(福祉事務所)

高齢者、障がい者の福祉や生活保護等に関する相談や手続きができます。また、民生児 章委員、日本赤十字社等の福祉団体に関する事務を行います。

名 称	住 所	電 話	FAX
胎内市福祉介護課 (福祉事務所)	胎内市新和町2番10号 胎内市役所	0254-43-6111	0254-44-8040

<主な担当事務>

援護係:生活保護等に関する事務

地域福祉係:高齢者福祉サービス、相談・支援、地域支え合いづくり、民生児童委員等の

事務、日本赤十字社等に関する事務

障がい福祉係:障がい福祉サービス等に関する事務

地域包括支援センター係:地域包括支援センターに関すること、高齢者の総合相談窓口、

介護予防、ケアマネジメント等に関する事業

介護保険係:介護保険に関する相談や手続き

→各地域包括支援センターでも相談・手続きができます。

3 胎内市社会福祉協議会

福祉のまちづくりのための地域づくり、高齢者、障がい者に関する各種サービス、介護 サービス、ボランティアの相談、育成、支援等を行います。

名 称	住 所	電 話	FAX
社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会	胎内市西本町11番11号 「ほっとHOT・中条」内	0254-44-8682	0254-44-8651

4 介護予防・生活支援拠点施設

介護予防の取組強化と、生活支援活動の拠点施設として、地域に密着したサービス提供と生活支援体制づくりを行います。(開館時間 午前9時~午後4時 休館日 土・日曜日、祝日)

名 称	住 所	電 話	FAX
健伸館(けんのびかん)	胎内市苔実387番地1	0254-28-7983	0254-28-7983

5 福祉まるごと相談窓口

福祉に関する相談や必要に応じ関係機関につなぐ等の対応を行います。

名 称	住 所	電 話	FAX
福祉まるごと相談窓口	胎内市新和町2番10号 胎内市役所 福祉介護課内	0254-43-0310	

2. 高齢者のための福祉サービス等

家庭を訪問するサービス(訪問型サービス)

1 家庭訪問事業

在宅の寝たきりの方や、虚弱な高齢者のいる世帯に保健師が訪問し、本人や家族の病状や状況に合わせて必要なメニューを考えて相談や指導をします。

■問い合わせ・申し込み 胎内市健康づくり課 元気応援係・子育て応援係(ほっとHOT・中条)

2 軽度生活支援サービス事業

シルバー人材センター等の人材を派遣して、お住まいの手入れ等の日常生活上のお手伝いをします。

■対象となる方

ああむね65歳以上の「高齢者のみの世帯」または、これに準ずると認められる世帯で、日常生活上の支援が必要な方。

■サービスの内容

- ①草取り
- ②障子やふすまの張替え
- ③家屋の簡単な修繕
- ④家屋内の整理、整頓
- ⑤家の周囲の雪かき ほか

■費 用

区 分	利用者負担
市民税所得割課税世帯	人材派遣費用の5割
市民税所得割非課税世帯	人材派遣費用の1割
生活保護世帯	人材派遣費用は免除

※ ただし、1年間に利用できる限度額は3万円です。

※サービスを提供する上で必要な材料費、運賃、使用料等の諸費用については、 全額自己負担になります。

■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係

3 救急医療情報キット配布事業

自宅内で急病等によって倒れ救急搬送されたときに、意識を失ったり会話ができない状態であっても、救急隊や救命医療機関に本人の疾病等の医療情報や親族への連絡先を迅速・確実に伝え、救命処置に役立てられるようにするために、あらかじめ記入した「緊急時要支援者情報提供書」を入れた救急医療情報キットを無料で配布します。

配布された救急医療情報キットは、原則、冷蔵庫に保管しておき、緊急時にかけつけた 救急隊が取り出し、医療機関へと渡します。

- ■対象となる世帯 65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯 その他希望する世帯
- ■費 用無料
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係

4 救命ホルダー胎内たすく(身元情報登録キーホルダー)配布事業

外出時に急病や災害、交通事故等に遭遇し倒れたときに、意識を失ったり会話ができない 状況であっても、かけつけた救急隊が本人が携帯しているキーホルダーに記載された登録番 号から速やかに身元を判明させ、救急隊や救命医療機関、警察署等に、あらかじめ登録した 持病等の医療情報や親族への連絡先を確実に伝え、救命処置に役立てられるようにします。

胎内たすくホルダーには、個人情報の保護のため登録番号のみの記載となります。また、申し込みの際には「緊急時要支援者情報提供書」の記入と消防署・警察署等への情報提供の同意が必要となります。

- ■対象となる方 65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯 その他希望する世帯
- ■費 用無料
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係

5 在宅要介護者等歯科保健推進事業

歯科保健サービスを受けることが困難な在宅の要介護者及び重度障がい者などの方に対し、歯科医師がご自宅を訪問して健診を行います。

■対象となる方

- ・要介護3、4、5の方
- ・障がい高齢者の日常生活自立度判定基準におけるランクB、Cの方
- ・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準におけるII、IV、Mの方
- ・療育手帳Aまたは身体障害者手帳1、2級の方
- ・その他、上記の方と同等であると認められる方
- ■サービスの内容 無料訪問歯科健診
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市健康づくり課 元気応援係・子育て応援係(ほっとHOT・中条)

通いのサービス(通所型サービス)

1 住民運営の通いの場の立ち上げ支援

地域の公会堂などにおいて、胎内市オリジナル介護予防体操「すこやか元気アップ体操」 を取り入れた週1回の通いの場の立ち上げ支援を行います。

- ■対象となる方 市 民
- ■支援の内容

地域の公会堂などに週1回集まり、介護予防体操プログラムを行います。支援期間は3 か月間で、その後は地域のみなさんが中心となり、会を継続していただきます。

- ■費 用無料
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域包括支援センター係

2 介護予防リーダー養成講座

高齢者が住み慣れた地域で気軽に楽しみながら介護予防に取り組めるよう、介護予防の 普及や支援を行う介護予防リーダーの育成を行います。

- ■対象となる方 市民で、地域で行う介護予防活動のリーダーとして協力できる方
- ■開催回数 6回程度
- ■費 用無料
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域包括支援センター係

3 虹色カフェたいない

認知症の方ご本人・ご家族・地域の方…誰でも気軽に参加できる憩いの場です。

- ■対象となる方 どなたでも参加できます。出入り自由なので、お気軽にご参加ください。
- ■開催回数 月1回
- ■会 場 ほっとHOT・中条
- ■費 用 1人 100円
- ■問い合わせ・申し込み 各地域包括支援センター



施設に入所するサービス(介護保険対象外)

1 養護老人ホーム

6 5 歳以上で、環境上や経済的な理由から自宅で生活することが困難と認められる高齢者を保護する施設です。本人および扶養義務者の収入に応じた費用負担があります。

■問い合わせ

胎内市福祉介護課(福祉事務所)地域福祉係

2 軽費老人ホーム(ケアハウス)

60歳以上(夫婦で利用の場合はどちらかが60歳以上)で、自炊ができない程度の身体的機能の低下がある人が食事や入浴などの援助を受けながら自立した生活ができるよう、構造や設備の面で工夫された施設です。

■問い合わせ

県内各施設の連絡先は、新潟県のホームページに掲載されています。 各施設へお問い合わせください。

3 有料老人ホーム

個人契約施設のため、入所の条件・内容などは施設により異なります。 (行政サービスではありません)

■問い合わせ

県内各施設の連絡先は、新潟県のホームページに掲載されています。 各施設へお問い合わせください。



その他のサービス

1 家族介護継続支援事業(紙おむつ等の購入助成券)

■対象となる方

市内で自宅に居住されている方で、住民税非課税者のうち紙おむつ等を常時必要とし、次のいずれかに該当する方

- (1) 要介護4~5の方
- (2) 要支援 1~要介護 3で当該認定に係る認定調査票において、[排尿]又は[排便]の項目において[介助]又は[見守り等]の区分に該当された方

※入院・施設入所(短期入所の長期継続利用含む)中の方は対象外となりますので、 退院・退所予定日が決まってから申請してください。

■対象品目

紙おむつ・尿取りパッド・使い捨て手袋・介護用吸水シート・清拭剤(使い捨てタイプ)

■給付の内容

1か月当たり2,500円相当の購入助成券を交付します。助成券は、対象品目に限りその購入に使用できます。(申請日の翌月から対象となり、助成決定通知と一緒に助成券と使用できる登録店舗の一覧表をお送りします。)

■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 介護保険係

2 高齢者配食サービス

高齢者世帯で食生活の援助が必要な方へ、平日の週 $1 \sim 5$ 回夕食の弁当をお届けします。 弁当は普通食のみとなります。

■対象となる方

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、高齢者と障がい者のみの世帯、いずれかに属 し、アセスメントにより食生活の援助が必要と判断された方。

■費 用

区分	利用者負担(1食)
市民税非課税世帯	350円
市民税課税世帯	550円

■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係もしくは各地域包括支援センター



3 外出支援サービス事業

身体的な理由により、バス、電車等の公共交通機関を利用することができない高齢者の 方を対象に、医療機関などへの送迎サービスをします。車椅子又はストレッチャー(寝 台)のまま乗車できます。

サービス提供時間は、午前8:30~午後5:00です。

■対象となる方

- (1) 要介護認定で「要介護3」以上の方
- (2) おおむね65歳以上の方で移動のために常時車椅子又はストレッチャーを必要とする方
- (3) おおむね65歳以上の方で疾病等による理由で移動に介助を要する方で、親族等による送迎が受けられない方 ※付き添いをする方が必要です。

■サービスの内容

- ●医療機関、介護、福祉施設への送迎
- ●買い物、冠婚葬祭のための外出等

■費 用

利用料は無料。月2日まで利用可能です。ただし駐車料金、有料道路料金等の実費は自己負担です。

- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係
- ■利用予約 胎内市社会福祉協議会

4 予約制のりあい自動車 のれんす号

複数の方が乗り降りしながら走る「のりあい自動車」です。年末年始(12月31日~ 1月3日)を除き毎日運行しており、買い物、通院、通学などに利用できます。

■利用できる方

どなたでも利用できます。

ただし、乗り降りに介助が必要となる方は、介助する方が同乗する場合のみ利用できます。介助者は1人まで無料となります。

■利用方法

利用する1週間前から1時間前までに予約センター(のれんす処)に電話して予約します。初めて利用する方は、会員登録が必要です。

■利用料金

おとな 市内どこでも1回300円

- ■「のれんす号」の予約・登録 予約センター(のれんす処)**☎**44-7777 受付時間 運行日の午前7時45分~午後5時
- ■問い合わせ

総合政策課 企画政策係(内線1363)

5 緊急通報システム事業

急な発病や発作、災害等の緊急時に押しボタンで警備会社に通報する緊急通報装置を自宅に設置(貸与)します。

■対象となる方

おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者または一人暮らしの障害者で、介護保険の要支援1以上の認定を受けているか、心臓や脳又は糖尿病等の治療中か既往歴のある方

- ■費 用無料
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係



6 徘徊高齢者検索システムの設置

徘徊のある認知症高齢者の所在が分からなくなったときなどの緊急時に、本人が携帯する発信機により、居場所を検索するシステムを設置します。

■対象となる方

おおむね65歳以上で徘徊行動が見られる認知症高齢者のいる世帯であって、世帯の合計収入が年間600万円未満の世帯。

- ■費 用無料
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係

7 車椅子の貸与事業

支援が必要な障がい者や高齢者等へ車椅子を貸与します。

- ■対象となる方
 - (1) けが、旅行などにより一時的に車椅子を必要とする方
 - (2) 車椅子の購入又は借り受けをするまでの間に必要が生じた方(介護保険優先)
 - (3) 胎内市社会福祉協議会会長が必要と認める方
- ■貸与期間 1か月以内
- ■費 用 無 料
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市社会福祉協議会



8 認知症高齢者見守り事業

認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるように認知症の正しい理解者を地域に増やすために、認知症サポーター養成講座や講演会等を実施します。

- ■対象となる方 一般市民
- ■費 用 無 料
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域包括支援センター係



9 認知症初期集中支援事業

医療・保健・福祉の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人や認知症の人等を訪問し、ご本人とご家族の困りごとに応じた医療・介護サービスの調整を行い生活をサポートします。

- ■対象となる方 40歳以上の方で認知症が疑われる方、または認知症の方及びそのご家族
- ■費 用無料
- ■問い合わせ・申し込み 担当地区の地域包括支援センター

10 地域福祉事業

誰もが安心して暮らしていけるような地域づくりを目指し事業展開をします。

- ・ 小地域福祉活動の推進及び助成
- ・地域のお茶の間サロン活動の支援
- ・地域の支えあい体制づくりの支援
- 高齢者交流事業(ふれあい昼食会等の開催)
- ■問い合わせ 胎内市社会福祉協議会

11 日常生活自立支援事業

認知症や病気などにより自分ひとりの判断で行うことに不安のある方に、福祉サービスの情報提供、契約手続きや利用料の支払い、日常的な金銭管理、証書や通帳を預かるなど契約に基づく支援をします。

■対象となる方

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで自分ひとりの判断で行うことに不安のある方で、福祉サービスの利用等の手続きなどに援助が必要な方。なお、病院や施設に入院、入所の方も利用できます。

■費 用

時間に応じて利用料を負担します。(1時間1,200円)

■問い合わせ・申し込み 胎内市社会福祉協議会



12 寝具乾燥消毒サービス事業

寝具乾燥が困難な方に、毎月1回ご自宅を訪問し、対象となる方が使用している寝具を 乾燥消毒します。

■対象となる方

おおむね65歳以上の「一人暮らし高齢者」、「高齢者世帯」、「寝たきりの高齢者」、 及び「重度心身障がい者(児)」で寝具乾燥消毒が困難な方。

■費 用

自己負担は1割(おおむね140円程度)です。 ただし、3か月以上寝たきりの方、70歳以上の一人暮らしの方及び、70歳以上の高 齢者世帯については無料です。

※1回の乾燥枚数

敷布団 2枚 毛布 1枚 掛布団 2枚 丹前 1枚 マットレス 1枚

■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係



13 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が地域包括支援センターと連携しながら、個別訪問や通いの 場等に参画し、日常生活の向上と社会参加の拡大につなげていきます。

- ■対象となる方 おおむね65歳以上の方とその方の支援を行う活動団体等
- ■費 用無料
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域包括支援センター係

14 シルバーステイ事業

日常生活に常に見守りや介助の必要な65歳以上の方の家族が、冠婚葬祭や病気などにより一時的にその方を見守ることが困難になった場合、年度内に5日を限度として宿泊サービスを利用できます。

■対象となる方

要介護認定を受けていない方で、市民税の所得割が課税されていない世帯の方、または課税世帯であっても非課税世帯と同等の状況にある世帯の方。

- ■対象施設 ウエルネス中条、デイホームちゅーりっぷ苑さくら
- ■費 用 1日あたり1,000円 (ただし、施設に支払う食費、滞在費、送迎費などの実費が別途かかります。)
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係



助成・手当・貸付

1 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で身寄りがない高齢者や障がい者、または虐待による高齢者の権利や財産等の法的保護を目的として、その費用等の助成を行います。

■対象となる方

認知症高齢者、知的障がい者または精神障がい者で、親族がいないか、不明、もしくは 親族がいても申立てができない方。(胎内市以外に住民票があり、介護保険サービスや 障がい福祉サービス等の給付を胎内市より受けている者を含む)

■サービスの内容

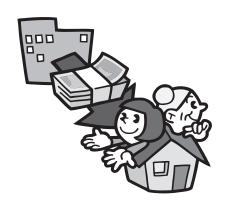
- ・申立て費用(手数料、鑑定費用・診断書作成費用など)を収入に応じて、2/3または全額を助成します。(上限あり)
- ・成年後見人等の報酬助成金を収入に応じて、2/3または全額を助成します。 (ト限あり)
- ■問い合わせ・申し込み 担当地区の地域包括支援センターまたは胎内市福祉介護課 障がい福祉係

2 生活福祉資金貸付

資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助 長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことを目的とした 資金です。

貸付条件等詳しいことは、下記までご相談ください。

■問い合わせ・申し込み 胎内市社会福祉協議会



3 高齢者・障害者向け住宅整備補助事業

対象となる方が居住している既存の住宅のバリアフリー工事や手すりの取り付け工事など、高齢者や障がい者が生活しやすくなるための住宅改修の費用の一部を助成します。

■対象となる方と対象工事費の額

- ・介護保険の認定で「要支援1」以上の認定を受けている方(30万円まで)
- ・身体障害者手帳の1級・2級の交付を受けている方(50万円まで)
- ・療育手帳の交付を受けていて障害の程度がAの方(50万円まで)
- ※前年の収入が世帯合計600万円を超える世帯は対象外です。
- ※介護保険の住宅改修費の支給に上乗せする補助事業です。

■助成額

世帯区分	補助率
生活保護世帯	100%
所得税非課税世帯	7 5 %
その他の世帯	5 0 %

■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係

4 介護手当の支給

重度の障がい者または要介護者を3か月以上にわたり、常時介護しているために仕事につけない方に、介護手当を支給し、介護者の慰労及び生活支援と福祉の増進を図ります。 (注)施設入所または長期入院されている方は対象になりません。

■対象となる方

世帯員の全員が助成を受けようとする年度の市民税の所得割が課せられていない者で、次のいずれかに該当する方を常時介護している方

- ・身体障害者手帳 1・2級の方。
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級の方。
- 療育手帳 Aの方。
- 介護認定の3、4、5の方。(65歳以上の方)

ただし、1か月で15日を超えるショートスティを利用した方は、その月の分の支給を 停止します。

※対象となってから3か月経過してから申請する事ができます。 (在宅の方に限ります)

■支給額

月額 5,000円

■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係 排せつ及び食事の全般において 介助を要する方。

5 特別障害者手当

身体・知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

■対象者

次の(1)~(4)のいずれかに該当する方

- (1) 視覚・聴覚・両上肢・両下肢・体幹・精神(知的)・内部(心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・血液など)のいずれか2つに特に重度の障がいがある方 ※内部障がいの重複は除きます。
- (2) 両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1・2級)があり、日常生活動作(上半身と下半身の動作をあわせて評価)がきわめて困難である方
- (3) 特に重度の内部障がいがあり、長期にわたり絶対安静の方
- (4) 特に重度の知的障がい・精神障がいまたは認知症等で、日常生活において常に特別な介護が必要な方

■支給額

月額27,980円 ※消費者物価指数の変動に伴い毎年見直しされます。

■支給制限

受給対象者及びその扶養義務者の所得により、支給制限があります。また、施設に入所している方(グループホームは除く)、病院や老人保健施設に3か月を超えて入院している方は受給できません。

■問い合わせ

胎内市福祉介護課 障がい福祉係

6 要援護世帯除雪費助成事業

自力で除雪できない要援護世帯の除雪費に対し、助成金を交付することにより、要援護 世帯の冬期間における生活の安全を確保することを目的とします。

■対象となる方

- ・65歳以上の一人暮らし世帯
- ・65歳以上の高齢者のみ世帯及び高齢者と児童(18歳未満)のみ世帯
- ・配偶者のいない女子と児童(18歳未満)のみの世帯
- ・世帯主が身体障がい者で、1~4級に該当する世帯
- ・上記以外で社会福祉協議会長が助成の必要があると認めた方

■助成金

10,000円を上限に助成します。

■問い合わせ・申し込み 胎内市社会福祉協議会

7 要援護世帯雪下ろし助成事業

屋根の雪下ろしを自力で行うことが困難な要援護世帯に対し、雪下ろしまたは除雪にかかる費用を助成します。

■対象となる世帯

世帯員の全てが、助成を受けようとする年度の市民税が非課税である者または均等割のみが課税されている者であって次のいずれかに該当する者で構成される世帯。

- ・未就労の65歳以上の高齢者
- ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ・療育手帳Aの交付を受けている者
- ・義務教育終了前の児童を扶養している配偶者のいない女子
- ・ 義務教育終了前の児童

■対象地区

坪穴、栗木野新田、夏井、鼓岡、坂井、熱田坂、宮久、川合、須巻、下荒沢、持倉、 黒俣、大長谷、小長谷、鍬江

■助成内容

- ・市と委託契約を交わした個人または業者が、要請に応じて雪下ろしを行います。
- 12月から3月までの4か月間の委託料金が1世帯42,000円に達するまで助成します。
- ■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係

8 老人医療費助成(通称:県老)

対象となる高齢者の医療費の一部を助成します。

■対象となる方

65歳から69歳までの常時一人暮らしの高齢者または常時寝たきり状態の高齢者で、 本人の課税所得が125万円以下の方。

※一人暮らし高齢者の認定基準については、あ問い合わせください。

■助成内容

医療機関の窓口負担が2割になります。

■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域福祉係

3. 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業には、要支援の認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方(事業対象者)が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス)

1 介護予防訪問サービス(従前相当サービス)

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護等の援助を利用者と共に行います。

名 称	郵便番号	住 所	電 話	FAX
社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会	959-2656	胎内市西本町11番11号 「ほっとHOT・中条」内	0254-44-8682	0254-44-8651
ヘルパーステーション なかじょう	959-2619	胎内市十二天91番地 1	0254-46-5607	0254-46-5620
ヘルパーステーション あおぞら	959-3132	村上市坂町2465番地1 角中第二ビルマンション A-2	0254-75-5181	0254-75-5182
ベルセゾン新発田 ホームヘルパーステーション	959-2516	新発田市下石川713番地	0254-31-2444	0254-31-2223
ヘルパーステーション さかまち	959-3132	村上市坂町字腰廻 1860番地27	0254-75-5026	0254-62-6750
合同会社 みちしるべ	959-3210	村上市坂町3308番地14 ロイヤルメゾン優103号	0254-75-5257	0254-75-5257

2 生活支援訪問サービス(訪問型サービスA)

生活支援サポーター等がご自宅に訪問し、生活援助(買い物・調理・洗濯・掃除など)を利用者と共に行います。1回あたり60分以内のサービスです。(原則)

名 称	郵便番号	住 所	電 話	FAX
社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会	959-2656	胎内市西本町11番11号 「ほっとHOT・中条」内	0254-44-8682	0254-44-8651
ヘルパーステーション なかじょう	959-2619	胎内市十二天91番地 1	0254-46-5607	0254-46-5620
NPO法人ふるさと奥山の荘 胎内たすけあい	959-2651	胎内市西条町3番10号	0254-43-6106	0254-43-6106
合同会社 みちしるべ	959-3210	村上市坂町3308番地14 ロイヤルメゾン優103号	0254-75-5257	0254-75-5257

3 たすけあいサービス

地域の有償ボランティア団体のスタッフ等がご自宅を訪問し、軽易な生活援助(買い物・調理・洗濯・掃除など)を利用者とともに行います。

名 称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
NPO法人ふるさと奥山の荘 胎内たすけあい	959-2651	胎内市西条町 ・	3番10号	0254-4	3-6106	0254-43-6106

4 短期集中機能向上コース(訪問型サービスC)

リハビリ専門職や保健師等の訪問により運動指導・栄養指導等を3か月程度の間、集中的に支援を行います。

種別	職種	サービス提供時間	利用料
タイプ I (生活機能向上きっかけづくり型)	保健師等	1回60分程度 月2回	無料
タイプ II (リハビリ特化型)	リハビリ専門職	1回40分程度 週1回	500円/回

5 移動支援 福祉有償運送 (訪問型サービスD)

事業対象者、要支援 1, 2 の要支援認定者を対象に、介護予防サービス計画に基づき、 買い物、市内医療機関受診の送迎を行います。

■対象となる方

- (1) 基本チェックリスト該当者(事業対象者)
- (2)要介護認定「要支援1」「要支援2」の方

■サービス内容

買い物、市内の医療機関受診の送迎 お一人につき毎週1回及び1時間程度

■費用

移動距離に応じて、300円~500円

■その他

NPO法人ふるさと奥山の荘に会員登録が必要となります。年間登録料 3,000円

■問合せ

各地域包括支援センター

介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス)

1 介護予防通所サービス(従前相当サービス)

通所介護施設で、食事や入浴などの身体介助などの支援を日帰りで提供します。必要に応じて、その方の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など)も提供します。詳しいサービス内容等は各事業所にお問い合わせください。

名 称	郵便番号	住 所	電 話	FAX
胎内市デイサービスセンター いわはら荘	959-2806	胎内市下赤谷387番地15	0254-47-3331	0254-47-3351
デイサービスセンター ウエルネス中条	959-2631	胎内市表町6番17-12号	0254-43-6062	0254-43-3353
デイサービス アップル花はな	959-2658	胎内市西条614番地1	0254-44-8787	0254-28-8088
デイサービスセンター くろっかす	959–3117	村上市海老江942番地1	0254-62-3221	0254-62-3222
デイサービスセンター 陽だまり苑	957-0356	新発田市岡田1746番地1	0254-20-3800	0254-20-3550
パル comfy 陽だまり苑	957-0053	新発田市中央町5丁目4番2号	0254-23-1117	0254-23-1116
ベルセゾン新発田 デイサービスセンター	959-2516	新発田市下石川713番地	0254-31-2333	0254-31-2223
デイサービスセンター 加治川の里	959-2426	新発田市向中条2843番地1	0254-21-3460	0254-21-3462
デイサービス 汐彩	957-0105	北蒲原郡聖籠町 大字次第浜5372番地	0254-28-0555	0254-28-0556
レッツ倶楽部 ほっとしばた たんぽぽ	957-0016	新発田市豊町3丁目5番11号	0254-23-0155	0254-23-0156
陽だまり苑 ふぇりあ	957-0062	新潟県新発田市富塚町2-4-13	0254-20-3800	0254-20-3550

2 緩和型介護予防通所サービス(通所型サービスA)

レクリエーションや食事の提供、入浴の見守りサービスなどを日帰りで提供します。 主に外出や交流などを目的とした通所のサービスです。サービス内容等は各事業所にお 問い合わせください。

名 称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
胎内市デイサービスセンタ- いわはら荘	959–2806	胎内市下赤谷	\$387番地15	0254-4	7-3331	0254-47-3351
デイサービスセンター ウエルネス中条	959-2631	胎内市表町6	番17-12号	0254-4	3-6062	0254-43-3353

3 住民主体による介護予防のための通いの場(通所型サービスB)

地域の自主的な通いの場に定期的に通い、生活機能の維持・改善のための体操や運動を 行います。開催日や時間、運動等のプログラムや利用料は各活動団体が設定します。

市では、住民運営の通いの場団体に運営経費等を補助しています。

■対象となる団体

体操、運動等の活動を提供する(次に掲げる要件をすべて満たす)住民組織等

- (1) すこやか元気アップ体操等を取り入れた介護予防活動や地域住民が相互に交流する活動を実施
- (2) 週1回程度、年間45回以上実施
- (3) 活動時間は、1回当たり1時間30分以上
- (4) 市以外の公の機関による補助を受けていない

※(2)(3)については、特別な理由があると認めるときはこの限りではありませんので下記にご相談ください。

■対象経費

活動の実施に必要な旅費、消耗品費、集会場等の光熱水費、燃料費、郵便料金、電話料金、傷害保険料、備品購入費、会場等の使用料及び賃借料

■補助金

年間上限額 1団体当たり70,000円

■問い合わせ・申し込み

胎内市福祉介護課 地域包括支援センター係

4 すこやか教室(通所型サービスC)

市内4か所の施設に、週1回・3か月間、定期的に通い、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上の短期集中型のプログラムを実践し、生活機能の維持・改善を目指します。

※送迎あり。送迎費は利用料に含まれます。

※教材費(運動・口腔ケアグッズ等)は、別途自己負担(1,200~1,700円程度)とします。

教室の名称	会 場	1コース利用料
すこやかしあわせ教室	ほっとHOT・中条	
すこやかにこ楽教室	にこ楽・胎内	3 か月間
すこやか築地教室	健伸館	· 12 回 3, 600 円
すこやか乙教室	きのと交流館	

■問い合わせ・申し込み 担当地区の地域包括支援センター

一般介護予防事業(65歳以上のすべての方を対象とした介護予防)

1 うさぎの会

すこやか教室の修了者を対象に月2回集まり、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上の複合的なプログラムを実践し、生活機能の維持・改善を目指します。(利用期間は原則1年間)

■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域包括支援センター係

2 ゆうゆう会

月1回集まり、介護予防の体操等を行い、日常生活の向上と社会参加の拡大につなげます。

■問い合わせ・申し込み 胎内市福祉介護課 地域包括支援センター係

一般介護予防事業(地域での介護予防のとりくみ)

1 お茶の間サロン・地域の通いの場

歩いて行ける公会堂等を拠点にして、介護予防の体操等を行い、日常生活の向上と社会 参加の拡大につなげます。

■問い合わせ・申し込み 各地域包括支援センター

介護予防の取組強化と生活支援体制整備のための拠点「健伸館」(平成29年4月開設)

介護予防・生活支援拠点施設として健康が伸びる館「健伸館」で、地域に密着したサービス提供と生活支援体制づくりを行っています。

1 介護予防の取組み強化

要支援者の重症化予防プログラム:「すこやか教室」

「介護予防型ミニデイサービス けんのびー」

健康寿命延伸プログラム:足湯を活用した通いの場、通いの場けんのびかん、脳活、地域の

お茶の間、カラオケを活用した音楽療法、共に学びあう竹島塾

2 生活支援活動拠点

生活支援コーディネーターを配置し、地域の総合窓口の開設し、高齢者や地域の困り ごと相談を行なっています。

健伸館活動を通して、介護予防・生活支援の担い手育成と体制づくりを行っています。

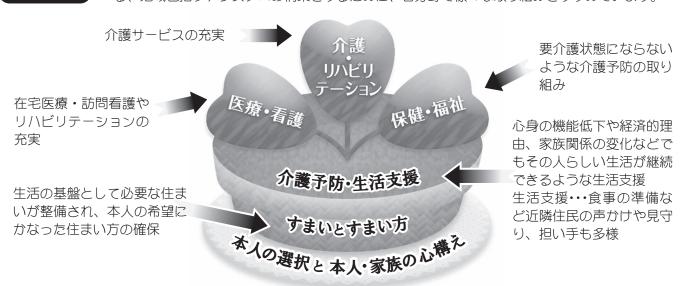
■問い合わせ

胎内市福祉介護課 地域包括支援センター係 健伸館

介護予防 豆知識

「地域包括ケアシステム」ってなあに・・・

団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築をするために、各分野で様々な取り組みをすすめています。



【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業) 平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

地域包括システムとは、植物のようなものです。

植木は、鉢・土のないところに植物を植えても育ちません。同じように、地域包括ケアシステムでは、「住まい」が提供され、その住まいで安定した生活を送るための「生活支援」があることが基本的な要素になります。そのような養分を含んだ土があればこそ、専門職による「医療・介護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が効果的な役目を果たすことができると考えられています。

4. 介護保険サービス

介護保険の対象者

介護保険制度は40歳以上の方が被保険者(加入者)となります。年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分かれ、保険料の決まり方やサービスを利用できる条件が異なります。

	第1号被保険者(65歳以上の方)	第2号被保険者(40~64歳の方)
サービスを 利用できる方	〇寝たきりや認知症などで入浴・排泄・食事などの日常生活動作について、介護や支援が必要になったとき。	〇特定疾病(※下記参照)により、介護や 支援が必要になったとき。
保険料の 決まり方	〇本人と世帯員の市民税課税状況や本人の 所得等に応じて決まります。	〇加入している医療保険の算定方法に基づ いて決まります。
保険料の納め方	〇年金額が年額18万円以上の方は年金から天引き、それ以外の方は納付書払いまたは口座振替で納付します。	○医療保険料に介護保険料を上乗せして納付します。
保険証の交付	O全ての方に交付されます。	〇要介護認定を受けた方に交付されます。

- ※特定疾病…①がん末期 ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
 - ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症
 - ①多系統委縮症 ②糖尿病性神経障害・糖尿病性腎障害及び糖尿病性網膜症 ③脳血管疾患 ④閉塞性動脈硬化症
 - ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の申請から認定・利用までの流れ

介護が必要な方 ^{相談・認定申請}

〇介護保険や介護保険サービスの利用 については福祉介護課介護保険係・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等に相談することができます。

〇介護保険サービスの利用を希望する場合は「介護保険被保険者証」を添えて「要介護(要支援)認定」の申請を行う必要があります。ご本人やご家族で申請ができない場合は、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護保険施設等による申請代行も可能ですので、ご相談ください。

- <申請に必要なもの>
- ○要介護・要支援認定申請書 (窓□にあります)
- ○介護保険被保険者証
- (40~64歳の方は健康保険の保険証)
- ○マイナンバーカード又は通知カード (代行申請の場合は不要です)

要介護(要支援)認定審查

(訪問調査)

- ○認定調査員が事前に日程連絡をし、自宅や入院先 等に訪問します。
- ○所要時間は1時間程度です。

〇こ2 1 か月位の「心身の状態」や「介助の方法」など、全国共通の7 4 項目について、ご本人やご家族に動作の確認や聞き取りを行います。ご本人の前で言いづらいことなどは事前にご相談ください。

【主治医意見書】

○かかりつけの医師に疾病の状態、特別な医療、 認知症や障害の状況について意見を求めます。 (市役所から依頼します。)

【一次判定】

○訪問調査の結果などをもとに、どの程度の介護の手間がかかるかを全国一律のコンピュータソフトにより 判定します。

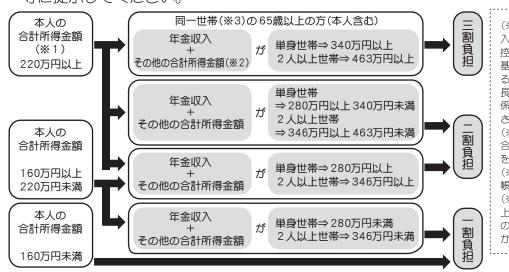
【二次判定(介護認定審査会)】

○保健・医療・福祉の専門家が集まり、一次判定の結果と主治医意見書、訪問調査の特記事項をもとに審査 し、最終的な判定を行います。

利用者負担の支払い

利用者負担の割合は要介護・要支援または総合事業対象者として認定を受けている方の前年の所得状況を確認し、国の判定基準に基づき判定を行い、「介護保険負担割合証」を交付します。

「介護保険負担割合証」は要介護・要支援または総合事業対象者の認定を受けている方には毎年7月に交付します。介護保険サービスを使う時は介護保険被保険者証と一緒にケアマネジャー等に提示してください。



(※1)「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

(※2)「その他の合計所得額」とは、 合計所得金額から、年金の雑所得 を除いた所得金額をいいます。

(※3)「世帯」とは、住民基本台 帳上の世帯をさします。

(※4) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市民税非課税の方、生活保護受給者は左記にかかわらず1割負担となります。

介護度別のサービスの利用方法

宅サービス 支給限度額 (月額)
50,320円
05,310円

認

定

結

果

ഗ

通

知

【介護予防サービスの利用】

○地域包括支援センターにケアプラン作成を依頼します。

○ケアマネジャーがご本人・ご家族の意向を踏まえ、心身の 状況に合わせたケアプランを作成します。

〇ケアプランに基づいてサービスを利用します。

要介護度 在宅サービスの支給限度額(月額) 要介護 1 167,650円 要介護 2 197,050円 要介護 3 270,480円 要介護 4 309,380円 要介護 5 362,170円

【在宅サービスの利用】

〇居宅介護支援事業所にケアプラン作成を依頼します。

○ケアマネジャーがご本人・ご家族の意向を踏まえ、心身の 状況に合わせたケアプランを作成します。

〇ケアプランに基づいてサービスを利用します。

【施設サービスの利用】

- ○入所希望の施設と直接契約します。
- ○施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。
- 〇ケアプランに基づいてサービスを利用します。

非該当(自立)

【介護保険以外のサービスの利用】

- ○介護保険サービスの利用は対象外となります。
- ○介護予防事業や高齢者福祉サービスを利用します。

介護サービス計画/介護予防サービス計画の作成

1 居宅介護支援(要介護1~要介護5の認定者の介護サービス計画を作成します)

本人や家族の意向を確認し、利用者(本人)の状況に応じて居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や作成した計画に基づいてサービスの利用調整を行います。

居宅サービス計画の作成費用は、全額介護保険から給付されますので、自己負担はありません。サービスを利用する前に下記の居宅介護支援事業所等にご相談ください。

名 称	郵便番号	住 所	電 話	FAX
黒川居宅介護支援事業所	959-2805	胎内市下館字大開1522番地	0254-47-2524	0254-47-3370
居宅支援しろとり	959-2656	胎内市西本町11番27号	0254-43-7273	0254-44-8894
居宅介護支援事業所 マチュアハウス中条	959-2708	胎内市中村浜字築地原 699番地136	0254-45-5151	0254-45-5115
居宅介護支援事業所 中条愛広苑	959-2619	胎内市十二天91番地	0254-46-5612	0254-46-5605
社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会	959-2656	胎内市西本町11番11号 「ほっとHOT・中条」内	0254-44-8682	0254-44-8651
居宅介護支援事業所 ちゅーりっぷ苑	959-2652	胎内市協和町837番地1	0254-20-8490	0254-20-8493
居宅介護支援事業所 おおぞら	959-2659	胎内市あかね町27番12号	0254-28-7601	0254-28-7602
居宅介護支援事業所 ウエルネス中条	959-2631	胎内市表町6番17-12号	0254-43-6062	0254-43-3353

2 介護予防支援(要支援1・要支援2・事業対象者の認定者の介護予防サービス計画を作成します)

本人や家族の意向を確認し、利用者(本人)の状況に応じて介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成や作成した計画に基づいてサービスの利用調整を行います。

介護予防サービス計画の作成費用は、全額介護保険から給付されますので、自己負担はありません。サービスを利用する前に、お住まいの地区の担当地域包括支援センター(介護予防支援事業所)にご相談ください。

名 称	住所・電話	担当地区		
胎内市地域包括	胎内市新和町 2 番10号	築地地区(高畑・宮瀬・鴻ノ巣・笹口浜除く)・		
支援センターみらい	☎ 0254-44-8691	西本町		
地域包括支援センター	胎内市西本町11番11号	中条小学校区(西本町・若松町・二葉町・仁谷野・		
胎内市社協	公 0254-44-8687	追分・羽黒・野中・並槻を除く)、旧柴橋小学校区		
地域包括支援センター	胎内市十二天91番地	乙地区、旧本条小学校区、若松町、二葉町、高畑、		
中条愛広苑	☎0254-46-5601	宮瀬、鴻ノ巣、笹口浜		
地域包括支援センター やまぼうし	胎内市下館字大開1522番地 ☎0254-47-2115	黒川中学校区、仁谷野、追分、羽黒、野中、並槻		

家庭を訪問する介護保険サービス

1 訪問介護(ホームヘルプ)/介護予防訪問介護

要介護 1~5の方	要支援1・2の方
有する能力に応じて、自立した日常生活ができることを目的とし、訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅を訪問して、食事、排泄、入浴や調理、掃除など日常生活の手助けが提供されます。	利用者が自力では困難な行為について、状態の維持や悪化防止を目的とし、訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅を訪問して、食事、排泄、入浴や調理、掃除など日常生活の手助けを訪問介護員との協同作業により提供されます。

名	称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
ヘルパーステー なかじょう	·ション	959–2619	胎内市十二天	91番地 1	0254-4	6-5607	0254-46-5620
社会福祉法人 胎内市社会福	祉協議会	959-2656	胎内市西本町1 「ほっとHOT		0254-4	4-8682	0254-44-8651

2 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

要介護 1 ~ 5 の方	要支援1・2の方
入浴設備を備えた移動入浴車でご自宅を訪問し、 看護師による血圧測定後、浴槽を部屋に運び入浴 の介助が提供されます。	ご自宅に浴室がない場合や感染症などの理由から その他の施設における浴室の利用が困難な場合な どに限定して、移動入浴車による入浴の介助が提 供されます。



3 訪問看護/介護予防訪問看護

要介護 1~5の方	要支援1・2の方
看護師等がご自宅を訪問して、かかりつけの医師 と連絡を取りながら、療養上の世話や必要な診療 の補助が提供されます。	看護師等がご自宅を訪問して、かかりつけの医師 と連絡を取りながら、介護予防を目的として、療 養上の世話や必要な療養の補助が提供されます。

名 称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
訪問介護ステーション 中条愛広苑	959-2656	胎内市西本町	J12–1	0254-2	8-7222	0254-28-7268

※訪問看護ステーション中条愛広苑では、リハビリ職員が訪問してリハビリを行うこともできます。

4 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

要介護 1~5の方	要支援1・2の方
医師、歯科医師、薬剤師等がご自宅を訪問して、 療養上の管理及び指導が提供されます。	医師、歯科医師、薬剤師等がご自宅を訪問して、 介護予防を目的として、療養上の管理及び指導が 提供されます。

5 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士などが自宅を訪問し筋力などの維持回復や日常生活の自立を助けるために必要なリハビリを行います。

名 称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
中条中央病院	959-2656	胎内市西本	町12番1号	0254-28-3 (リハビリラ 0254-44-8	テーション科)	0254-44-8696
介護老人保健施設 マチュアハウス中条	959-2708	胎内市中村 699番地136		0254-4	5-5111	0254-45-5115



施設に通所して受ける介護保険サービス

1 通所介護 (デイサービス) /介護予防通所介護

要介護 1 ~ 5 の方	要支援1・2の方
通所介護施設で、入浴や食事の提供や日常生活上 の支援や生活行為向上のための機能訓練が日帰り で提供されます。口腔機能向上、個別機能訓練や 入浴介助等が提供されます。	通所介護施設で、入浴や食事の提供や日常生活上の支援や生活行為向上のための機能訓練のほか、その人の目的に合わせた選択的なサービス(口腔機能向上、運動器の機能向上、栄養改善、アクティビティなど)が日帰りで提供されます。

名 称	郵便番号	住 所	電話	FAX
デイサービスセンター ウエルネス中条	959-2631	胎内市表町 6 番17-12号	0254-43-6062	0254-43-3353
胎内市デイサービスセンター いわはら荘	959-2806	胎内市下赤谷387番地15	0254-47-3331	0254-47-3351
デイサービス アップル花はな	959-2658	胎内市西条614番地1	0254-44-8787	0254-28-8088

2 通所リハビリテーション(デイケア)/介護予防通所リハビリテーション

要介護 1 ~ 5 の方	要支援1・2の方
介護老人保健施設などで、入浴や食事の提供や日	介護老人保健施設などで、介護予防を目的とし
常生活上の支援や生活行為向上のための支援やリ	て、一定期間にわたって入浴や食事の提供や日常
ハビリテーションを行います。口腔機能向上、入	生活向上の支援や生活行為向上のための支援やリ
浴介助や栄養マネジメント等が提供される事業者	ハビリテーションのほか、その人の目的に合わせ
もあります。	た選択的なサービス(口腔機能の向上、運動器の
	機能向上、栄養改善)が日帰りで提供されます。

名 称	郵便番号	住 所	電 話	FAX
介護老人保健施設 マチュアハウス中条	959-2708	胎内市中村浜字築地原 699番地136	0254-45-5111	0254-45-5115
介護老人保健施設 中条愛広苑	959-2619	胎内市十二天91番地	0254-46-5600	0254-46-5605
胎内市デイケアセンター と・も・だ・ち	959-2656	胎内市西本町11番11号	0254-28-0401	0254-44-8460
介護老人保健施設 やまぼうし	959-2805	胎内市下館字大開1522番地	0254-47-3303	0254-47-3370

施設に入所して受ける介護保険サービス

1 短期入所生活・療養介護(ショートステイ)/介護予防短期入所生活・療養介護

要介護 1~5の方	要支援 1 ・ 2 の方
短期間、福祉施設や医療施設に宿泊しながら、日常生活上の支援や機能訓練などが提供されます。	短期間、福祉施設や医療施設に宿泊しながら、介 護予防を目的として、日常生活上の支援や機能訓 練などが提供されます。

名 称	郵便番号	住 所	電 話	FAX
特別養護老人ホーム 第二胎内やすらぎの家	959-2823	胎内市熱田坂字長崎野881番地86	0254-48-3134	0254-48-3969
特別養護老人ホーム とっさか	959-2656	胎内市西本町11番27号	0254-44-8588	0254-44-8894
ショートステイ ウエルネス中条	959-2631	胎内市表町 6番17-12号	0254-43-6062	0254-43-3353
介護老人保健施設 やまぼうし	959-2805	胎内市下館字大開1522番地	0254-47-3303	0254-47-3370
介護老人保健施設 マチュアハウス中条	959-2708	胎内市中村浜字築地原 699番地136	0254-45-5111	0254-45-5115
介護老人保健施設 中条愛広苑	959-2619	胎内市十二天91番地	0254-46-5600	0254-46-5605
ショートステイ アップル花はな	959-2658	胎内市西条614番地1	0254-44-8787	0254-28-8088

[※]特別養護老人ホーム第二胎内やすらぎの家では、介護予防短期入所生活介護は提供されません。

2 特定施設入所者生活介護/介護予防特定入所者生活介護

要介護 1~5の方	要支援 1 ・ 2 の方
有料老人ホーム・ケアハウス・養護老人ホーム等	有料老人ホーム・ケアハウス・養護老人ホーム等
に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介	に入居している高齢者に、介護予防を目的として、
護が提供されます。	日常生活の支援や介護が提供されます。



地域密着型サービス

要介護者及び要支援者の住みなれた地域での生活を支えるため、身近な市町村単位で提供される介護サービスです。原則として、胎内市にお住まいの方(被保険者)のみが対象となります。

1 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) / 介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護 1~5の方	要支援 2 の方
認知症状態にある方々が共同で生活しながら、介 護スタッフによる日常生活の支援や機能訓練を受	認知症状態にある方々が共同で生活しながら、介 護スタッフによる介護予防を目的とした日常生活
けられます。 	の支援や機能訓練を受けられます。

名 称	郵便番号	住 所	電 話	FAX
グループホーム ちゅーりっぷ苑・つばき	959-2652	胎内市協和町1831番地 1	0254-43-2517	0254-43-2734
グループホーム ちゅーりっぷ苑・さくら	959-2652	胎内市協和町837番地 1	0254-20-8492	0254-20-8493
グループホーム黒川	959-2805	胎内市下館1523番地	0254-47-2222	0254-47-2255
グループホーム ウエルネス中条	959-2631	胎内市表町 6番17-12号	0254-43-6083	0254-43-3353
グループホーム どっこんの家	959-2619	胎内市十二天91番地 1	0254-46-5618	0254-46-5620
グループホーム まごころ	959-2604	胎内市大出730番地 1	0254-20-7227	0254-20-7517
グループホーム はるか	959-2643	胎内市東本町22番31号	0254-28-7762	0254-28-7763

注)要支援1の方は利用できません。

2 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護 1~5の方	要支援 1・2の方
通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを 提供します。	介護予防を目的として、通いを中心に、利用者の 選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わ せて多機能なサービスを提供します。

名 称	郵便番号	住 所	電話	FAX
ケアステーション どっこん	959-2619	胎内市十二天91番地 1	0254-46-5617	0254-46-5620
デイホーム ちゅーりっぷ苑・さくら	959-2652	胎内市協和町837番地 1	0254-20-8490	0254-20-8493

3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する要介護者を対象として、 入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を提供します。

(注)要支援~要介護2と認定された方は原則利用できません。

名 称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
特別養護老人ホーム 胎内まごころの里	959-2712	胎内市築地371	5番地3	0254-2	8-8666	0254-28-8665
特別養護老人ホーム 胎内まごころの里きのと	959-2604	胎内市大出730	番地1	0254-4	6-3330	0254-46-3331
特別養護老人ホーム りんどう	959-2805	胎内市下館152	3番地	0254-4	7–2222	0254-47-2255

4 共用型認知症対応型通所介護/共用型介護予防認知症対応型通所介護

要介護 1 ~ 5 の方	要支援1・2の方
認知症の方を対象に、認知症対応型共同生活介護	認知症の方を対象に、認知症対応型共同生活介護
事業所利用者と共に専門的なケア(入浴や食事の	事業所利用者と共に介護予防を目的として、専門
提供や日常生活上の世話や機能訓練)が提供され	的なケア(入浴や食事の提供や日常生活上の世話
ます。	や機能訓練)が提供されます。

名 称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
デイサービス ちゅーりっぷ苑・つばき	959-2652	 胎内市協和町1 	1831番地 1	0254-43	3-2580	0254-43-2734
デイサービス ちゅーりっぷ苑・さくら	959-2652	 胎内市協和町8	337番地 1	0254-20)-8492	0254-20-8493

5 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

要介護 1 ~ 5 の方	要支援1・2の方
認知症の方を対象に、通所介護利用者と共に専門	認知症の方を対象に、通所介護利用者と共に介護
的なケア(入浴や食事の提供や日常生活の世話や	予防を目的として、専門的なケア(入浴や食事の
機能的訓練)が提供されます。	提供や日常生活上の世話や機能訓練)が提供され
	ます。

名 称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
デイサービスセンター くろっかす	959-3117	村上市海老江	942番地1	0254-6	2-3221	0254-62-3222

6 看護小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。看護師などによる訪問も組み合わせて利用できます。

(注) 要支援の方は利用できません。

名	称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
看護小規模多様 村上まごころの		959-3122	村上市大津3689		0254-6	2-7800	0254-62-7270

施設サービス

1 要介護3~5の方または要介護1・2で特例入所の要件に該当する方

常時介護を必要とする方で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行います。

名 称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
特別養護老人ホーム 第二胎内やすらぎの家	959-2823	胎内市熱田坂字	長崎野881番地86	0254-48	8-3134	0254-48-3969
特別養護老人ホーム とっさか	959-2656	胎内市西本町	11番27号	0254-44	4-8588	0254-44-8894

[※]胎内市外の施設につきましては、新潟県のホームページでご確認ください。

2 要介護1~5の方

症状が安定し、なお介護を必要とする方を対象に、医療、リハビリテーション、看護などを提供する施設です。

名 称	郵便番号	住	所	電	話	FAX
介護老人保健施設 やまぼうし	959-2805	胎内市下館字人	開1522番地	0254-4	7–3303	0254-47-3370
介護老人保健施設 マチュアハウス中条	959-2708	胎内市中村浜字築均	地原699番地136	0254-4	5-5111	0254-45-5115
介護老人保健施設 中条愛広苑	959-2619	胎内市十二天9	1番地	0254-40	6-5600	0254-46-5605

[※]胎内市外の施設につきましては、新潟県のホームページでご確認ください。

その他の介護保険サービス

1 福祉用具の貸与(レンタル)

車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助ける用具を貸与します。貸与料の1割~3割が自己負担になります。介護度により貸与の対象とならない福祉用具もあります。

■介護度別の貸与の対象となる福祉用具

福祉用具の名称	要支援 1 · 2 要介護 1	要介護2・3	要介護4・5
①車いす	×	0	0
②車いすの付属品(クッションや電動補助など)	×	0	0
③特殊寝台 (傾斜角度や高さ調整が可能ものなど)	×	0	0
④特殊寝台付属品(マットレスやサイドレールなど)	×	0	0
⑤床ずれ予防用具(空気マットなど)	×	0	0
⑥体位変換器	×	0	0
⑦手すり (取り付け工事をともなわないもの)	0	0	0
⑧スロープ(取り付け工事をともなわないもの)	0	0	0
⑨歩行器	0	0	0
⑩歩行補助杖(松葉杖やクラッチなど)	0	0	0
⑪認知症高齢者徘徊感知機器	×	0	0
②移動用リフト (吊り具の部分を除く)	×	0	0
③自動排泄処理装置	Δ	Δ	0

O: 貸与が可能 Δ : 尿のみを吸引するものは貸与が可能 X: 原則、貸与が不可能

2 福祉用具の購入費の支給

入浴や排泄に用いる福祉用具を購入する場合、購入費の9割~7割が支給されます。 利用できる限度額は年度ごとに10万円です。

■対象となる福祉用具

- 1)腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具(入浴用のイス、手すり、浴室内すのこ、介助ベルトなど)
- 4)簡易浴槽
- ⑤移動用リフトの吊り具
- ※介護保険の要支援・要介護認定申請前の購入は対象外となります。

■申請手続き

県の指定を受けた福祉用具販売事業所から購入した場合のみ支給対象となります。 購入する前にケアマネジャー等にご相談ください。

3 住宅改修費の支給

段差を改修したり、廊下や階段等に手すりをつけるといった工事をともなう軽易な改修 をする場合、改修費の9割~7割が支給されます。

利用できる限度額は1人につき20万円です。

■対象となる改修

- ①廊下や階段、浴室やトイレなどの手すりの取り付け
- ②段差の解消(敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ工事など)
- ③滑り防止、移動の円滑化のための床材の変更(部屋の畳敷から板製床材・ビニール系 床材などへの変更、浴室の床の滑りにくいものへの変更など)
- ④扉の取り替え(引き戸などへの変更、新規設置など)
- ⑤和式便器から洋式便器への取り替え(便器の位置・向きの変更など) ※汲み取り式から水洗便器に取り替える場合、水洗化工事の部分は対象になりません。また、既存の洋式便器に暖房便座、洗浄機能を加えることは含まれません。
- ⑥上記①~⑤のために必要な工事

■申請手続き

住宅改修をする前に市へ申請を行い、工事内容の審査を受けてから、住宅改修を進めることになります。事前に審査を受けずに住宅改修をした場合は、支給を受けられません。まずは、ケアマネジャー等にご相談ください。

4 高額介護(介護予防)サービス費の支給

介護サービスを利用する場合の利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。同じ月に利用した利用者負担の合計が負担の上限額を超えた場合には、超えた分が 「高額介護(介護予防)サービス費」として後から支給されます。

■対象となる方の区分・上限額(月額)

区分	負担の上限額
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上	140, 100円(世帯)
課税所得約380万円(年収約770万円)以上~ 同約690万(同約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
課税所得約145万円(年収約383万円)以上~ 同約380万(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方 課税所得約145万円(年収約383万円)以下	44, 400円(世帯)
世帯の全員が市民税非課税の方	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が年間 80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円 (個人)

- ※「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額です。「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額です。
- ※世帯内の65歳以上の方が1人の場合は、その方の収入が383万円未満、2人以上いる場合は収入の合計額が520万円未満である場合には申請により、負担の上限額が37,200円になります。

■対象となるサービスの種類

介護保険サービスの負担割合に応じた自己負担 ただし、次の利用者負担分は対象となりません。 〇福祉用具の購入費 〇住宅改修費 〇食費・居住費(滞在費) 〇日常生活費など

■申請手続き

該当となる方には、「高額介護(介護予防)サービス支給申請書」をお送りいたします ので、ご記入のうえ提出してください。

なお、申請は初回のみとし、翌月以降はサービスの利用実績により、該当した月ごとに 指定の口座へ振り込みします。

■問い合わせ・申請 胎内市福祉介護課 介護保険係

5 高額医療合算介護(介護予防)サービス費

医療と介護サービスの両方を利用する世帯の負担を軽減するため、それぞれの年間の自己負担の合算額が一定の限度額を上回った場合、申請をすることにより、その限度額を超えた分が支給されます。

※この制度での世帯とは、住民票上の世帯とは異なり、同一の医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険(職場の健康保険など))に属する世帯のことをいいます。

■合算の対象となる負担額

介護保険	〇保険給付の対象となる介護サービスの負担割合に応じた自己 負担(福祉用具購入費・住宅改修費・高額介護サービス費とし て支給された額を除く)
医療保険	〇保険給付の対象となる療養についての負担割合に応じた一部
後期高齢者医療	負担金(高額療養費として支給された額を除く)

■計算期間

毎年8月1日~翌年7月31日

■自己負担限度額

- ・後期高齢者医療+介護保険(75歳以上の方)
- ・国民健康保険または被保険者保険+介護保険 (70~74歳の方)

所得	所得区分		
現役並み所得者		690万円以上	212万円
	課税所得	380万円以上	141万円
	所得	145万円以上	67万円
— 般		145万円未満	56万円
市民税		区分Ⅱ	31万円
非課税世帯		区分 I	19万円

・国民健康保険または被保険者保険 +介護保険(70歳未満の方)

	所得区分	限度額
	901万円超	212万円
課税	600万円超 901万円以下	141万円
所得	210万円超 600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
	市民税 非課税世帯	34万円

■申請手続き

所得区分及び申請については各医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険)により異なりますので、ご加入の医療保険の窓口へお問い合わせください。

国民健康保険、後期高齢者医療の方で高額医療合算介護(介護予防)サービスに該当する方につきましては、「高額介護合算療養費等支給申請書」をお送りいたしますので、ご記入のうえ提出してください。

■問い合わせ・申請 胎内市市民生活課 ほけん年金係

6 食費・居住費 (滞在費) の負担限度額の認定

介護保険施設に入所(滞在)した場合、食費・居住費(滞在費)の負担額については、国の基準額を基に施設との個別契約になり、原則、全額が自己負担となります。

ただし、所得の低い方については、負担の上限額(負担限度額)が定められており申請することにより負担額が軽減されます。食費・居住費(滞在費)の負担限度額は、段階によって異なり、居住費(滞在費)は、居室の種類によって決まります。

■対象となる方の段階及び要件

利用者の 負担段階	対象となる方の要件	資産要件	
第1段階	○生活保護受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	
第2段階	②世帯全員及び配偶者(別世帯にいる場合も含む)が市民税非課 第2段階 税で、ご本人の課税年金収入額と合計所得金額と、非課税年金 収入額の合計(以下、年金収入等という。)が80万円以下の方		
第3段階①	〇世帯全員及び配偶者(別世帯にいる場合も含む)が市民税非課税で、かつ本人の年金収入等が120万円 <u>以下</u>	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	
第3段階②	〇世帯全員及び配偶者(別世帯にいる場合も含む)が市民税非課税で、かつ本人の年金収入等が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	

- ※2号被保険者の資産要件は各負担段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。
- ※世帯員に市民税を申告していない方がいると要件の確認ができないため、認定ができません。
- ※夫婦の場合は、世帯が別になっていても配偶者の資産状況を申告する必要があります。

■対象となるサービスの種類

サ ー ビ	ス の 種 類
〇介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	○地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)
O介護老人保健施設(老健)	○介護医療院 介護療養型医療施設(療養病床) 2024年3月までに介護医療院へ移行
○短期入所生活介護(ショートステイ)	○短期入所療養介護(ショートステイ)

- ※介護老人福祉施設と介護老人保健施設では、居住費(従来型個室・多床室)の負担限度額が異なります。
- ※「国の基準額」から「負担限度額」を差し引いた分が、「特定入居者介護(介護予防) サービス費」として、胎内市から施設へ支払われます。

■申請手続き

対象となる施設のサービスを利用し、対象要件に該当する方で負担額の軽減を希望される場合は申請が必要となります。

<申請に必要なもの>

- ○介護保険負担限度額認定申請書兼同意書(窓口にあります)
- ○被保険者本人と配偶者の印鑑(シャチハタ以外)
- ○被保険者本人と配偶者の預貯金等の通帳の写し (通帳表紙の裏面と最終残高の記載ページ。申請日時点まで記帳したもの。)
- ○負債がある場合は借用書等の写し
- ■問い合わせ・申請 胎内市福祉介護課 介護保険係

7 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

低所得で生計が困難な方及び生活保護受給者の方に対して、介護サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担(介護サービス費・食費・居住費)を軽減することにより介護サービスの利用促進を図るものです。

■対象となる方

- (1) 牛活保護受給者
- (2)世帯全員が市民税非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、申請に基づき生計困難者として胎内市が認めた方。
 - ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ⑤介護保険料を滞納していないこと。

■対象となる主なサービスの種類(社会福祉法人等が行うサービスに限ります。)

サービスの種類		
○訪問介護(ホームヘルプ)	○地域密着型通所介護	
○短期入所生活介護(ショートステイ)	○通所介護(デイサービス)	
〇小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	○認知症対応型通所介護(介護予防含む)	
○介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	○地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	

■軽減の割合

区分	軽減の割合
生活保護受給者	居住費(個室)の利用者負担額の全額が免除されます。
生計困難者	利用者負担額(介護サービス費・食費・居住費)の25%が軽減されます。

[※]介護老人福祉施設の介護サービス費では、本事業の軽減の対象にならない方がいます。

■申請手続き

軽減制度を受けるためには申請が必要となります。

- <申請に必要なもの>
 - ○社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(窓□にあります)
 - ○世帯全員の収入額、年金や恩給等の額が確認できる書類等
 - ○世帯全員の預貯金通帳(申請日時点まで記帳したもの)
 - 〇印鑑(シャチハタ以外)
- ■問い合わせ・申請 胎内市福祉介護課 介護保険係

